



当研究会は岐阜商工会議所に登録している各専門家20名が研鑽を重ね、企業や事業支援の実践に役立てることを目的としています。
主な活動は、企業経営に関する法律、税務、財務、販売、事業承継、ITなどの事例を通して各専門分野からの意見や提言を行い、企業最適化を図ることです。

税理士

牧口 晴一氏

自宅を相続しただけで相続税！

既に増税になっている！

以前は、自宅を相続して相続税がかかるのは余程の資産家の話でした。しかし最近はどうでもないので。

今年4月の日経新聞でも特集が組まれて話題になりました。

これを分かりやすく、事例を4コママンガにしてみました・・・以前は、1億円の土地の相続で、別居の息子に90%（9000万円）相続させても、80%の評価減ができました。つまり、2割の評価でいい訳ですから、1800万円に評価されました。このため、ほとんどの場合で相続税がかかりませんでした。

ところが、平成22年度税制改正で、同居していないとこの評価減が適用されなくなりました。つまり、息子は9000万円丸々課税されてしまう

のです。

相続税の改正というのは、実際に相続が発生しないとその効果が実感されません。

平成22年4月からの改正以後亡くなって10ヶ月の申告期限が昨年からの到来して、その大変さが世の中に広がりつつあるようです。

安易に跡継ぎの息子が相続することにして分割協議をすると、納税すらままならず、自宅を売る羽目にも追い込まれます。そうすると、母の住む家すら困りかねません。



対策

対策としては、息子が相続せず、母親が全て相続することになれば、3コマ目に描いたように、1億の土地は2000万円の評価されます。

しかし、母も結構な資産家である場合には、母の相続（二次相続）の時に、父が亡くなった時に相続した1億の土地と母の財産を加えたのが母の相続財産になるので、相続税の負担が重くなります。

また、この時は、配偶者軽減も使えませんし、相続人である子どもが複数居る場合には、住む人の居なくなった生家を誰が相続するかで揉めがちです。

対策は、まさにケースバイケースで、いくつもあります。その一つに、父の相続開始直前までに

息子が同居していれば、従来通り80%の評価減が使えますが、息子に妻子があれば簡単に同居とみられないなど、様々な困難があります。

追い打ちを掛ける増税案

この他、平成22年度税制改正により、思わぬ増税が既に始まっています。事業用の宅地についても、上記に似たことが起こっていますから、事業承継の障害になるので注意が必要です。

さらに、現在国会で審議中の『社会保障と税の一体改革』により、相続税の課税が強化される予定です。例えば相続人が3人の場合、現在は、最低8000万円までは非課税ですが、これが4800万円に切り下げられる見込みです。

◆ Profile ◆



税理士
牧口 晴一氏

（アゴ博士こと牧口晴一氏のプロフィール）
税理士・愛知淑徳大学大学院客員教授。法務大臣認証「事業承継ADR（裁判外紛争解決手続）」調停補佐人。
共著書に『中小企業の事業承継（第4版）』平成23年、清文社、『非公開株式譲渡の法務（第3版）』（平成23年、中央経済社）等14冊。